

一般競争入札の実施について

京都縦貫自動車道管理用車両購入（湿塩散布車）の売買契約について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年9月11日

京都府道路公社管理事務所長 豊島 正

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
湿塩散布車（大型トラック 10t級、湿塩散布機 6m3級） 1台
- (2) 購入物品の特質等
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成31年9月30日（月）
- (4) 納入場所
綾部雪氷基地（綾部市七百石町）

2 契約条項を示す場所等

〒624-0123 舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76
京都府道路公社管理事務所業務課
電話番号（0773）83-0074
ファクシミリ番号（0773）83-0194

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用し、これに該当しないものであること。
- (2) 京都府の平成28・29・30年度「物品の製造の請負及び物品の買入れ関係競争入札参加資格者名簿（一般競争入札及び指名競争入札）」の競争入札参加者の資格を得ている者で、「農業・土木用機械器具」又は「車両（販売）」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (3) 4の（2）に定める一般競争入札参加資格申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の（1）で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができる者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料、3の（2）に該当する者であることを証する「物品関係競争入札参加資格審査結果通知書」の写し（以下、「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 受付期間 平成30年9月20日（木）から平成30年9月21日（金）まで
（午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 一般競争入札参加資格確認資料（納入実績表）

過去2年間に、1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を2件以上記入すること。

(3) 提出方法

下記の受付期間内に、2の契約条項を示す場所に持参すること。

郵送により提出する場合は、書留郵便で受付最終日（最終日を含む。）までに必着のこと。

(4) 入札参加資格の確認通知

申請書等の受付後、平成30年9月26日（水）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

(5) その他

ア 確認申請書の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出された書類は、本公社において無断使用することはない。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めない。

5 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

2に記載の場所へ、別添様式によりファクシミリで提出すること。

(2) 受付期限

平成30年9月21日（金）正午まで

(3) 回答

平成30年9月26日（水）に、全員にファクシミリで回答する。

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月1日（月） 午後1時30分

イ 場所 京都府道路公社管理事務所 会議室

(2) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。更に、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、押印しておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「湿塩散布車入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められるものが1名の場合には、入札を中止することがある。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

- (6) 入札者は、仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、「湿塩散布車 1台（税抜き）」の金額とし、搬入費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 入札の辞退
入札に参加できない事情がある場合には、入札箱に入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。
- (9) 開札
ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。
- (10) 再度入札
開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (11) 入札の無効
次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。
ア 3に掲げる競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
イ 申請書等を提出しなかった者の入札
ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札）をした者の入札
オ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札
カ 4に掲げる確認の後、京都府の指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格にない者の入札
キ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札した者の入札
ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
ケ 氏名・印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者の入札
- (12) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるとは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

7 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

8 入札保証金
免除する

9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金
契約者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府会計規則第159条第2項各号を参考にして、各号のいずれかに該当すると認められる場合は、免除する

11 契約書の作成の要否
要（別紙契約書案により作成するものとする。）

12 契約の解除予約及び損害賠償請求
京都府道路公社は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

13 支払条件
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

14 その他
前各号に定めるもののほか、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）を準用し、これの定めるところによる。